

お詫び

この度、弊社が運営する訪問介護事業所「ひまわり埼玉西部」につきましては、埼玉県より、平成28年9月29日付をもって介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び生活保護法に定める指定介護機関の指定を取り消すとの処分を受けました。

もとより安心と信頼の提供を旨とする介護事業者として、あってはならない不祥事であり、入居者様をはじめ関係方面の皆様にご迷惑をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げますとともに、これに伴って入居者様にご不便をおかけすることのなきよう、誠心誠意対応に努めて参ります。

また、社員一同、この処分を厳粛に受け止め、真摯に反省するとともに、組織を上げて再発防止と信頼回復に全力で努めて参る所存です。

なお、今回の処分の内容は以下のとおりです。

- 事業所名 訪問介護事業所ひまわりさいたま西部
- 所在地 埼玉県狭山市狭山12-22-201
- サービス種類 訪問介護
- 指定取消年月日 平成28年9月29日
- 取消事由 (1) 虚偽の所在地変更届出をしたこと
(2) 不正請求があったこと